



島根県報

令和4年6月21日（火）

第 321 号

（毎週火・金曜日発行）

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

土地改良区の役員の就任及び退任の届出	（農 村 整 備 課）	2
指定施業要件の変更予定保安林	（森 林 整 備 課）	2

【特定調達公告】

航空灯火補用品の購入に係る一般競争入札の実施	（港 湾 空 港 課）	3
指掌紋情報管理システムの賃貸借に係る一般競争入札の実施	（警 察 本 部）	6

【公安告示】

警備員指導教育責任者講習の実施	（警 察 本 部）	9
-----------------	-----------	---

【正 誤】

令和4年3月22日付け島根県報号外第27号中	（総 務 課）	13
令和4年4月15日付け島根県報号外第48号中	（道 路 維 持 課）	13

告 示

島根県告示第471号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、次の土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、同条第18項の規定により告示する。

令和4年6月21日

島根県知事 丸 山 達 也

大田市久手町土地改良区

1 就任した役員の氏名及び住所**理事**

渡邊 徹 大田市久手町刺鹿1171
田原 洋司 大田市久手町波根西937
生越 大地 大田市久手町波根西1784
荻野 克巳 大田市久手町波根西1746－4
長島 健司 大田市久手町波根西29－2
小谷 勇雄 大田市久手町波根西1202
中祖 雅之 大田市久手町波根西1796

監事

渡邊 雄一 大田市久手町波根西1741－5
原 光平 大田市鳥井町鳥井1677

2 就任年月日

令和4年4月1日

3 退任した役員の氏名及び住所**理事**

渡邊 英富 大田市久手町刺鹿1171
田原 洋司 大田市久手町波根西937
生越 大地 大田市久手町波根西1784
荻野 克巳 大田市久手町波根西1746－4
長島 健司 大田市久手町波根西29－2
小谷 勇雄 大田市久手町波根西1202
中祖 雅之 大田市久手町波根西1796

監事

渡邊 雄一 大田市久手町波根西1741－5
原 光平 大田市鳥井町鳥井1677

島根県告示第472号

次の保安林の指定施業要件を変更する予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

令和4年6月21日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1(1) 指定施業要件の変更の予定に係る保安林の所在場所
大田市（次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- (3) 変更後の指定施業要件
- ア 立木の伐採の方法
- (7) 主伐は、択伐による。
- (4) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (5) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- 2(1) 指定施業要件の変更の予定に係る保安林の所在場所
大田市（次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的
魚つき
- (3) 変更後の指定施業要件
- ア 立木の伐採の方法
- (7) 次の森林については、主伐は、択伐による。
大田市（次の図に示す部分に限る。）
- (4) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- (5) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (6) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- 3(1) 指定施業要件の変更の予定に係る保安林の所在場所
大田市（次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的
公衆の保健
- (3) 変更後の指定施業要件
- ア 立木の伐採の方法
- (7) 主伐は、択伐による。
- (4) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (5) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を島根県庁及び大田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

特 定 調 達 公 告

次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び地方公共団体

の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定により公告する。

令和4年6月21日

島根県知事 丸 山 達 也

1 入札に付する事項

(1) 件名及び数量

航空灯火補用品の購入 1式

(2) 入札案件の仕様等

入札説明書のとおり

(3) 納入期限

令和5年3月31日（金）

(4) 納入場所

島根県益田市内田町イ597番地 石見空港電源局舎

2 入札方法

(1) この案件は、電子入札対象案件とする。入札書は、島根県電子調達共同利用システム（以下「電子調達システム」という。）により提出すること。

なお、やむを得ない事由により電子調達システムで入札書を提出することができない場合は、県の承認を得て、書面により提出することができる。

(2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）を落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から消費税及び地方消費税に相当する額を除いた金額を入札書に記載すること。

3 入札に参加する者に必要な資格

(1) 地方自治法施行令第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者でないこと。

(2) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当するため知事が一定の期間を定めて競争入札に参加させないこととした者で当該期間を経過していないもの（その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者を含む。）でないこと。

(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者（以下「暴力団等」という。）を経営に関与させている者でないこと。

(4) 物品の売買、借入れ等に係る入札参加資格審査要綱（昭和45年島根県告示第4号）第4条の規定により、入札参加資格の認定を受け、入札参加資格者名簿の営業種目が大分類「4機械器具類」小分類「(6)光学計測機器」又は大分類「4機械器具類」小分類「(9)諸機器」に登録されている者であること。

(5) 島根県が行う建設工事等の請負又は物品の売買、借入れ等に係る入札において指名停止の措置を受け、入札日においてその措置の期間が継続中の者でないこと。

(6) 島根県物品調達及び庁舎管理等に係る暴力団排除措置要綱（平成23年島根県告示第454号）に基づき、入札等排除措置対象者に指定され、当該状態が継続中の者でないこと。

4 契約条項を示す場所、担当する本庁等の名称及び問合せ先

〒690-8501 島根県松江市殿町8番地

島根県土木部港湾空港課空港整備スタッフ

電話 0852-22-5934 F A X 0852-31-6247

電子メール kouwankuukouka-kanrisya@pref.shimane.lg.jp

5 入札説明書の交付等

(1) 入札説明書の交付方法

本公告の日から令和4年7月7日（木）までの間、電子調達システムにより交付する。

なお、これにより難い場合は次により交付する。

ア 交付期間

本公告の日から令和4年7月7日（木）までの間

ただし、イの(7)の場所にあつては、島根県の休日を守る条例（平成元年島根県条例第9号）第1条第1項に規定する休日を除く日の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

イ 交付場所

(7) 4の場所

(イ) 島根県ホームページ上（https://www.pref.shimane.lg.jp/bid_info/）

(2) 入札説明会

実施しない

6 入札参加希望者に要求される事項

(1) この入札に参加を希望する者は、令和4年7月7日（木）午後5時までに、入札説明書に定める方法により入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）を提出し、この入札に参加する資格があることの確認を受けなければならない。

(2) 提出された申請書に関して説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(3) 期限までに申請書を提出しなかった者又は入札参加資格がないと認められた者は、この入札に参加することができない。

7 入札期間、開札日時等

(1) 電子調達システムによる入札の期間

令和4年7月19日（火）午前9時から同月20日（水）午後5時まで（同月19日午後5時から同月20日午前9時までを除く。）

(2) 書面による入札の日時、場所等

ア 日時

令和4年7月20日（水）午後5時まで

イ 場所

4の場所

ウ 郵便（書留等配達記録が残るものに限る。）による入札については、令和4年7月20日（水）午後5時までに到着していること。

(3) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和4年7月21日（木）午前10時

イ 場所

島根県松江市殿町8番地 島根県土木部港湾空港課空港整備スタッフ

8 その他

(1) 契約手続に使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

入札者が見積もった契約金額の100分の5以上を納付すること。ただし、島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）第61条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、島根県会計規則第69条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(4) 入札執行の取りやめ又は延期

不正の入札が行われるおそれがあると認められるとき、又は天災地変その他やむを得ない事由が生じたときは、入札を取りやめ、又は延期することがある。

(5) 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者が入札をしたときその他島根県会計規則第63条各号のいずれかに該当するときは、当該入札者の入札は無効とする。

(6) 落札者の決定方法

島根県会計規則第62条の規定により定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(7) 契約書作成の要否

要する。

(8) 不当介入への対応

入札の履行に当たって暴力団等から不当介入を受けたときは、島根県土木部港湾空港課に報告するとともに警察に通報すること。

なお、当該報告及び通報を怠ったと認められるときは、注意喚起その他の必要な措置を講ずるものとする。

(9) その他

詳細は、入札説明書による。

9 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased : Spare parts of aviation light, 1 unit

(2) Period for tender by electronic bidding : From 9 : 00 a.m. July 19, 2022 to 5 : 00 p.m. July 20, 2022

(3) Time limit for tender by bringing : 5 : 00 p.m. July 20, 2022

(Bids by post must be received by 5 : 00 p.m. on July 20, 2022)

(4) Contact point for the notice : Harbor and Airport Division, Shimane Prefectural Government, 8 Tono-machi, Matsue-shi, Shimane, 690-8501 Japan

TEL : 0852-22-5934

次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定により公告する。

令和4年6月21日

島根県警察本部長 池田 宏

1 入札に付する事項

(1) 件名

指掌紋情報管理システムの賃貸借契約

(2) 入札案件の仕様等

入札説明書のとおり

(3) 賃貸借期間

令和4年12月1日から令和10年11月30日まで

2 入札方法

(1) この案件は、電子入札対象案件とする。入札書は、島根県電子調達共同利用システム（以下「電子調達システム」

という。)により提出すること。

なお、やむを得ない事由により電子調達システムで入札書を提出することができない場合は、県の承認を得て、書面により提出することができる。

- (2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）を落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から消費税及び地方消費税に相当する額を除いた金額を入札書に記載すること。

3 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者でないこと。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当するため知事が一定の期間を定めて競争入札に参加させないこととした者で当該期間を経過していないもの（その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者を含む。）でないこと。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者（以下「暴力団等」という。）を経営に関与させている者でないこと。
- (4) 物品の売買、借入れ等に係る入札参加資格審査要綱（昭和45年島根県告示第4号）第4条の規定により、入札参加資格の認定を受け、入札参加資格者名簿の営業種目が大分類「14借入品」小分類「(2)情報処理機器」に登録されている者であること。
- (5) 島根県が行う建設工事等の請負又は物品の売買、借入れ等に係る入札において指名停止の措置を受け、入札日においてその措置の期間が継続中の者でないこと。
- (6) 島根県物品調達及び庁舎管理等に係る暴力団排除措置要綱（平成23年島根県告示第454号）に基づき、入札等排除措置対象者に指定され、当該状態が継続中の者でないこと。
- (7) システム（機器を含む。）が確保でき、履行能力があると認められる者であること。
- (8) 三者契約とする場合に、賃貸借業者（リース業者）が確保できること。この場合には、二者とも上記(1)～(5)の要件を満たす者であること。
- (9) 本件入札に関し、提出書類を提出期限までに提出し、島根県警察本部長の入札参加資格の認定を受けた者であること。

4 契約条項を示す場所、担当する本庁等の名称及び問合せ先

〒690-8510 島根県松江市殿町8番地1

島根県警察本部警務部会計課用度係

電話 0852-26-0110 内線 2241、2242

5 入札説明書の交付等

(1) 入札説明書の交付方法

本公告の日から令和4年7月8日（金）までの間、電子調達システムにより交付する。

なお、これにより難い場合は次により交付する。

ア 交付期間

本公告の日から令和4年7月8日（金）までの間（島根県の休日を定める条例（平成元年島根県条例第9号）第1条第1項に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

イ 交付場所

4の場所

(2) 入札説明会

行わない。

6 入札参加希望者に要求される事項

- (1) この入札に参加を希望する者は、令和4年7月8日（金）正午までに、入札説明書に定める方法により入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）を提出し、この入札に参加する資格があることの確認を受けなければならない。
- (2) 提出された申請書に関して説明を求められた場合は、これに応じなければならない。
- (3) 期限までに申請書を提出しなかった者又は入札参加資格がないと認められた者は、この入札に参加することができない。

7 入札期間、開札日時等

(1) 電子調達システムによる入札の期間

令和4年7月20日（水）午前9時から同月21日（木）午後4時まで（同月20日午後5時から同月21日午前9時までを除く。）

(2) 書面による入札の日時、場所等

ア 日時

令和4年7月21日（木）午後4時まで

イ 場所

4の場所

ウ 郵便（書留等配達記録が残るものに限る。）による入札については、令和4年7月21日（木）午後4時までに到着していること。

(3) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和4年7月22日（金）午後1時30分

イ 場所

島根県松江市殿町8番地1 島根県警察本部7階大会議室

8 その他

(1) 契約手続に使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

入札者が見積もった契約金額の100分の5以上を納付すること。ただし、島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）第61条の2各号のいずれかに該当する場合（入札保証金の免除に関する誓約書を提出した場合を含む。）は、免除する。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、島根県会計規則第69条の2各号のいずれかに該当する場合（契約保証金の免除に関する誓約書を提出した場合を含む。）は、免除する。

(4) 入札執行の取りやめ又は延期

不正の入札が行われるおそれがあると認められるとき、又は天災地変その他やむを得ない事由が生じたときは、入札を取りやめ、又は延期することがある。

(5) 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者が入札をしたときその他島根県会計規則第63条各号のいずれかに該当するときは、当該入札者の入札は無効とする。

(6) 落札者の決定方法

島根県会計規則第62条の規定により定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(7) 契約書作成の要否

要する。

(8) 不当介入への対応

入札の履行に当たって暴力団等から不当介入を受けたときは、島根県警察本部警務部会計課に通報すること。
なお、当該通報を怠ったと認められるときは、注意喚起その他の必要な措置を講ずるものとする。

(9) その他

詳細は、入札説明書による。

9 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be leased : Fingerprint Management system

(2) Period for tender by electronic bidding : From 9 : 00 a.m. July 20 , 2022 to 4 : 00 p.m. July 21, 2022

(3) Time limit for tender by bringing : 4 : 00 p.m. July 21, 2022

(Bids by post must be received by 4 : 00 p.m. July 21, 2022)

(4) Contact point for the notice : Office of Accounting Finance Section, Police Administration Department,
Shimane Prefectural Police Headquarters, 8 - 1 Tono-machi, Matsue-shi, Shimane, 690-8510, Japan
TEL : 0852-26-0110 (ext. 2241 or 2242)

公 安 委 員 会 告 示

島根県公安委員会告示第41号

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「講習」という。）を次のとおり実施するので、警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号。以下「講習規則」という。）第2条の規定により告示する。

令和4年6月21日

島根県公安委員会委員長 石 田 健 二

1 実施する講習

(1) 法第22条第2項に規定する警備員指導教育責任者資格者証又は講習規則第7条に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書（以下「指導教育責任者資格者証等」という。）の交付を受けていない者に対して行う講習（以下「新規取得講習」という。）

(2) 講習規則第6条に規定する講習（以下「追加取得講習」という。）

2 新規取得講習に係る警備業務の区分、実施日時及び実施場所

講習の区分	実施期日	実施時間	実施場所
法第2条第1項第1号に規定する警備業務（以下「新規取得講習1号」という。）	令和4年8月1日（月）から同月5日（金）まで並びに同月9日（火）及び同月10日（水）	9：00～17：00 （8月5日及び同月9日は18：00まで）	松江市殿町158番地 島根県民会館
法第2条第1項第2号に規定する警備業務（以下「新規取得講習2号」という。）	令和4年8月1日（月）から同月5日（金）まで並びに同月9日（火）及び同月10日（水）	9：00～17：00 （8月4日は12：00まで、同月5日は13：00～17：00）	
法第2条第1項第3号に規定する警備業務（以下「新規取得講習3号」という。）	令和4年8月1日（月）から同月5日（金）まで並びに同月9日（火）及び同月10日（水）	9：00～17：00 （8月4日は12：00まで、同月5日は13：00	

		～17:00)	
法第2条第1項第4号に規定する警備業務（以下「新規取得講習4号」という。）	令和4年8月1日（月）から同月4日（木）まで並びに同月9日（火）及び同月10日（水）	9:00～17:00 （8月4日は12:00まで）	

3 追加取得講習に係る警備業務の区分、実施日時及び実施場所

講習の区分	実施期日	実施時間	実施場所
法第2条第1項第1号に規定する警備業務（以下「追加取得講習1号」という。）	令和4年8月4日（木）及び同月5日（金）並びに同月9日（火）及び10日（水）	9:00～17:00 （8月4日は13:00～17:00、同月5日及び9日は18:00まで）	松江市殿町158番地 島根県民会館
法第2条第1項第2号に規定する警備業務（以下「追加取得講習2号」という。）	令和4年8月5日（金）並びに同月9日（火）及び同月10日（水）	9:00～17:00 （8月5日は13:00～17:00）	
法第2条第1項第3号に規定する警備業務（以下「追加取得講習3号」という。）	令和4年8月5日（金）並びに同月9日（火）及び同月10日（水）	9:00～17:00 （8月5日は13:00～17:00）	
法第2条第1項第4号に規定する警備業務（以下「追加取得講習4号」という。）	令和4年8月9日（火）及び同月10日（水）	9:00～17:00	

4 講習定員

- (1) 新規取得講習1号及び新規取得講習2号
15人程度
- (2) 新規取得講習3号及び新規取得講習4号
5人程度
- (3) 追加取得講習1号及び追加取得講習2号
10人程度
- (4) 追加取得講習3号及び追加取得講習4号
5人程度

5 受講対象者

(1) 新規取得講習

受講申込みを行う日において、次のいずれかに該当する者とする。

- ア 最近5年間に受講しようとする警備業務（以下「当該警備業務」という。）の区分に係る警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者
- イ 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第4条に規定する1級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る法第23条第4項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者
- ウ 検定規則第4条に規定する2級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事しているもの
- エ 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。）第1条第2項に規定する1級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に合格した者

オ 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に合格した警備員であつて、当該検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事しているもの

(2) 追加取得講習

受講申込みを行う日において、当該警備業務以外の警備業務の区分に係る指導教育責任者資格者証等の交付を受けている者であつて、(1)のいずれかに該当するもの

6 受講申込手続に関する事項

(1) 電話による予約等

ア 専用電話による予約

(7) 講習を受けようとする受講対象者（以下「受講希望者」という。）は、事前に島根県警察本部生活安全部生活安全企画課に設置した予約専用電話（0852-25-5077）に電話すること。

(i) 電話による予約の受付期日及び受付時間

講習の区分	受付期日	受付時間
新規取得講習1号	令和4年6月27日（月）から7月1日（金）まで	9：00～11：30、13：30～17：00
新規取得講習2号	令和4年6月27日（月）から7月1日（金）まで	9：00～11：30、13：30～17：00
新規取得講習3号	令和4年6月27日（月）から7月1日（金）まで	9：00～11：30、13：30～17：00
新規取得講習4号	令和4年6月27日（月）から7月1日（金）まで	9：00～11：30、13：30～17：00
追加取得講習1号	令和4年6月27日（月）から7月1日（金）まで	9：00～11：30、13：30～17：00
追加取得講習2号	令和4年6月27日（月）から7月1日（金）まで	9：00～11：30、13：30～17：00
追加取得講習3号	令和4年6月27日（月）から7月1日（金）まで	9：00～11：30、13：30～17：00
追加取得講習4号	令和4年6月27日（月）から7月1日（金）まで	9：00～11：30、13：30～17：00

イ 受講者の決定等

(7) 講習の区分ごとに、受講希望者の数が講習定員を超えなかった場合はその全員を受講者とし、受講希望者の数が講習定員を超えた場合は抽選により受講者を決定する。

(i) ア(i)の受付期日満了後の令和4年7月4日（月）、予約専用電話に電話をかけた者に対し、受講の可否について通知する。

ウ 留意事項

(7) 予約専用電話以外による予約受付は、行わない。

(i) 予約の際には、受講を希望する講習の区分（複数の講習の区分を希望することは、認めない。）、5に掲げる受講対象者の要件、住所、氏名、生年月日、勤務先及び連絡先電話番号について申告すること。

(7) ア(7)の予約を行い、又はイ(i)の通知を受けたことをもって講習受講の申込みを受理したこととはならないので注意すること。

(2) 書類の提出

(1)イ(i)の通知を受けた受講希望者は、次のとおり書類を提出すること。

ア 提出期間

令和4年7月5日（火）から同月8日（金）まで及び同月11日（月）の午前8時30分から午後4時00分まで（正午から午後1時までを除く。）

イ 提出先

島根県内の各警察署

なお、郵送による申請は、受け付けない。

ウ 提出書類

(7) 講習規則別記様式第1号の警備員指導教育責任者講習受講申込書1通（写真（申込前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景のもの）を貼り付けたもの）

(f) 5の受講対象者に該当することを疎明する次の書面各1通

a 5(1)アに該当する者

当該警備業務の区分に係る警備業務に従事していたことを証明する警備業者等が作成する書面（以下「警備業務従事証明書」という。）及び履歴書

b 5(1)イに該当する者

5(1)イに掲げる合格証明書の写し

c 5(1)ウに該当する者

5(1)ウに掲げる合格証明書の写し及び警備業務従事証明書

d 5(1)エに該当する者

5(1)エに掲げる1級の検定に係る旧検定規則第8条に規定する合格証(以下「合格証」という。)の写し

e 5(1)オに該当する者

5(1)オに掲げる2級の検定に係る合格証の写し及び警備業務従事証明書

(g) 追加取得講習を受講しようとする者にあつては、交付を受けている指導教育責任者資格者証等の写し1通

(3) 受講手数料

受講手数料は、次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める金額を、受講申込書提出時に島根県収入証紙を手数料納付書に貼り付けて納付すること。

なお、受講申込書を受理した後に申込みを取り消し、又は受講しなかった場合であっても、受講手数料は還付しない。

ア 新規取得講習1号 47,000円

イ 新規取得講習2号 38,000円

ウ 新規取得講習3号 38,000円

エ 新規取得講習4号 34,000円

オ 追加取得講習1号 23,000円

カ 追加取得講習2号 14,000円

キ 追加取得講習3号 14,000円

ク 追加取得講習4号 10,000円

7 講習の委託

講習は、一般社団法人島根県警備業協会に委託して実施する。

8 その他

(1) 修了考査を行い、講習に係る事項を修得したと認められる者に対し、講習修了証明書を交付する。

なお、講習修了証明書には本籍を記載することとなるため、講習を申し込む際に提出する受講申込書に本籍を記載するときは、戸籍の記載に従い、丁目、番地、番、大字等を正確に記載すること。

(2) 新規取得講習にあつては講習初日の午前8時30分から午前8時50分までの間、追加取得講習にあつては講習初日の午後0時30分から午後0時50分までの間に講習の受付を行う。

(3) 新型コロナウイルス感染症対策として、講習を受講する際はマスクを着用するとともに、講習担当者の指示に従って感染防止対策を行うこと。

9 問合せ先

島根県警察本部生活安全部生活安全企画課（電話0852-26-0110 内線3032）又は島根県内の各警察署生活安全（刑事）課（係）に行うこと。

正

誤

令和4年3月22日付け島根県報号外第27号により公布された島根県県税条例の一部を改正する条例（令和4年島根県条例第7号）附則第4項中「地方税法等の一部を改正する法律（令和4年法律第 号）」は、令和4年3月31日付けで地方税法等の一部を改正する法律（令和4年法律第1号）が公布されたことにより「地方税法等の一部を改正する法律（令和4年法律第1号）」となった。

令和4年4月15日付け島根県報号外第48号中に誤りがあったので、次のように訂正する。

ページ	箇所	誤		正	
2	島根県告示第343号 の表中	10.50～ 64.50	184.70	10.50～ 64.50	184.70
		10.50～ 45.60	184.70	10.50～ 46.50	184.70